三股町新型コロナウイルス感染症対策

中小企業者等支援金交付決定兼確定通知書

令和　年　月　日

　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　三股町商工会会長　　　　　　　　㊞

　　年　　月　　日付けで交付申請兼実績報告のあった三股町新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援金については、三股町新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援事業実施要領第４条の規定に基づき、次のとおり交付を決定及び確定しましたので、通知します。

記

１　交付決定額　金　　　　　　　　　円

２　交付確定額　金　　　　　　　　　円

３　交付決定及び交付確定の取消条件

（１）申請者は、この支援金交付に関する書類等を整備し、支援金交付の日の

属する会計年度の翌会計年度から５年間保管しなければならない。

（２）申請者は、前号の書類等の提出を求められたときは、これに応じなけれ

ばならない。

（３）申請者が暴力団関係者であると判明した場合、また、この支援金等の使

途、その他について適当ではないと認めたときは、決定を取消し、又は支援金の全部又は一部の返還を命ずることがある。